

平成 28 年度第 1 回新潟県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時 平成 29 年 2 月 14 (火)
開会：午前 10 時 (閉会：午後 0 時 22 分)

会 場 新潟県自治会館 本館 4 階 401 会議室

出席委員 茂田井信彦

伊藤末松

澤田克己

井上敬一

高橋直己

事 務 局 野本信雄 (事務局長)

八木 明 (事務局次長)

高橋浩二 (業務課長)

牛木浩太郎 (業務課長補佐)

小松浩之 (医療給付係長)

荒木千里 (企画係長)

遠藤 滋 (総務係長)

小林正芳 (総務係主任)

田鍋哲也 (総務係主事)

須田幸恵 (総務係主事)

日 程

1 開 会

2 広域連合事務局長挨拶

3 委員、事務局職員紹介

4 会長の選出

5 会長職務代理者の指名

6 議 題

諮問事項

- ・ 三条市と新潟大学の共同研究事業に係る三条市への診療報酬明細書情報等の提供について
- ・ 佐渡地域医療連携ネットワーク「さどひまわりネット」の活用による後期高齢者医療被保険者健康診査データの提供について
- ・ 情報連携に伴う特定個人情報保護評価書(案)の第三者点検について

7 その他

8 閉 会

審議会内容

1 開会

○事務局次長

これより、平成 28 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、進行を担当いたします、事務局次長の八木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局長の野本より挨拶を申し上げます。

2 広域連合事務局長挨拶

○事務局長

(局長あいさつ)

3 委員、事務局職員の紹介

○事務局次長

次に、今回は、昨年度の委員の改選後、初めての審査会開催となりますので、私のほうから委員の皆様をご紹介させていただきます。

(委員の紹介)

(委員あいさつ)

ありがとうございました。委員の皆様、よろしく願いいたします。

(事務局職員の紹介)

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。次第の裏面、配付資料一覧をご覧ください。

事前に配布させていただきました資料と、本日、机上配付させていただいたものと二つございます。

事前に配付させていただいた資料につきましては、次第、委員名簿、会場図、諮問書(案)、資料 1 から資料 3、資料ごとの参考資料、別紙、別冊でございます。

また、本日、新たに机上配付いたしました当日配布資料につきましては、諮問書、情報公開・個人情報保護審査会条例、個人情報保護条例、「審査会の取扱いについて」。それと参考資料 1-1 「三条市と新潟大学の連携に関する協定書」、こ

れにつきましては諮問事項1の関係でございます。参考資料2-6『住民向け「さどひまわりネット」案内文書』、これにつきましては諮問事項2に関するものでございます。それとここの会場図、平成28年度版の後期高齢者医療制度の「ガイドブック」と「しおり」となっております。

今ほど申しました「審査会の取扱いについて」につきましては、平成19年度のこの審査会の第1回と第2回の会議で確認されたものでございまして、審査会運営にあたっての基本とさせていただいております。

不足の資料がありましたら、いつでもお申し出ください。

(申出なし)

なお、本日は次第の6「議題」のうち、諮問事項1と諮問事項2に関する市の担当者が、それぞれオブザーバーとして控えております。質疑の必要に応じて入室させることができます。

入室のタイミングにつきましては、議事を進めていく中で、委員の皆様でご協議のうえ、決定していただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

4 会長の選出

○事務局次長

それでは、次第の4「会長の選出」に移らせていただきます。

当審査会の会長につきましては、審査会条例では、委員の互選により定めるとされております。

事務局といたしましては、〇〇委員にお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

〇〇委員よろしいでしょうか。

(〇〇委員 了解)

会長につきましては、〇〇委員に決定させていただきます。

それでは、〇〇委員は会長席にご移動をお願いいたします。

(〇〇委員 会長席へ移動)

ここからの進行につきましては、〇〇会長にお願いいたします。
会長、よろしくお願いいたします。

○会長

力不足ではございますけれども、ご選出いただきましてありがとうございます。
皆様のご協力を頂戴いたしまして、この審査会の適正な運営に努めたいと思いま
す。

よろしくお願いいたします。

5 会長職務代理者の指名

○会長

ここからは私の方で議事を進めさせていただきます。

次第の5「会長職務代理者の指名」についてということでございますが、会長
の職務代理者につきましては、審査会条例の規定によりまして、会長が指名する
ことになっております。

会長職務代理者は、△△委員にお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(△△委員 了解)

どうぞよろしくお願いいたします。

会長職務代理者は、△△委員に決定いたしました。

6 議題

○会長

引き続きまして、次第の6「議題」でございます。

はじめに、オブザーバーの方がいらっしゃるということでございますが、その
入室のタイミングにつきまして、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。
予め入室していただくか、あるいは、質疑の中で、必要に応じて適宜入室してい
ただくか、どちらがよろしいでしょうか。

もうオブザーバーの方はいらっしゃっているんですか。

○事務局

控えています。

委員の皆様方が、直接お尋ねになりたいという案件がある場面で、入っていた

だいても構いませんし、最初から同席させていただいても構いませんけれども、いかがいたしましょうか。

○会長

諮問事項1が三条市の方で、諮問事項2が佐渡市の方ですね。

審議の流れが分からないと、スムーズに答えが返ってこないかもしれないので、予めご入室いただいたほうがよろしいかもしれません。

(異議なし)

(オブザーバー入室)

それでは、(1) 諮問事項1「三条市と新潟大学の共同研究事業に係る三条市への診療報酬明細書情報等の提供について」でございます。

それでは、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

諮問事項1「三条市と新潟大学の共同研究事業に係る三条市への診療報酬明細書情報等の提供について」をご説明させていただきます。

お手元の資料1-1です。三条市へのレセプト情報等の提供におきまして、お諮りさせていただく点につきましては、当広域連合の個人情報保護条例第8条第2項による、「実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの」と、個人情報保護条例第8条第4項による、「個人情報を提供した目的を本人へ通知しないこととするもの」でございます。

それでは、資料1-1に沿って説明させていただきます。三条市は平成27年4月に策定いたしました市総合計画におきまして、当市は、平均寿命と健康寿命との差のない健康長寿のまちであり、この状態を維持し、平均寿命の延伸を図るためには、死因や要介護の原因となる生活習慣病の予防が不可欠であり、日頃の生活習慣病の改善による疾病リスクの抑制が求められているとしております。

平成24年度に実施いたしました「高齢者が暮らしやすいまち調査」では、約7割の方が健康のために運動することが必要だと思っはいるものの、実際に運動している方の割合は約3割程度であり、そのうち、必要な運動量を満たしているのは僅か1割にすぎないという結果が出ております。

このような現状を踏まえ、生活習慣病を改善するためのきっかけづくりと併せ、長寿社会に合った、健康になれるような環境整備を進めていくことが必要となります。

現在、三条市では新潟大学との連携を強化し、大学が持つ専門的な知識やノウハウを教育や産業、福祉など幅広い分野で活用するため、包括連携協定を締結しております。本日配布いたしました参考資料1-1が大学と三条市との協定書の写しになっております。

その連携及び協力事項の中の保健及び福祉の分野におきまして、三条市は生活習慣病予防対策に関しまして共同研究事業を実施し、各情報データを分析することで、市民における生活習慣病の発症・進行に関する実態と要因を明らかにしまして、健康寿命を短縮させる脳梗塞、心筋梗塞、腎透析、認知症などの疾病予防並びに健康増進のための施策を科学的かつ効果的に進めることとしております。

分析を行うにあたっては、国民健康保険の被保険者のみならず、後期高齢者も含めた、年齢に区別されない三条市全体の健康情報の把握が重要であることから、後期高齢者のレセプト情報及び健康診査情報の提供を希望しているものでございます。広域連合としましても、被保険者の疾病予防、健康増進のため三条市へこれらの情報を提供することは意義のあるものと考えております。

共同研究事業で利用するデータにつきましては、資料1-3「三条市と新潟大学との共同研究事業で利用する個人情報(案)」をご覧ください。三条市の国民健康保険、特定健診、介護保険、高齢者実態調査などの情報と当広域連合が保有しております後期高齢者のレセプト情報と健康診査情報になります。

主要項目としては、被保険者のマスタ情報、医科・調剤・DPCの各情報になります。これらの主要項目の詳細は資料1-5に記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

三条市では、これら各種データを、住民基本台帳、被保険者番号等をキーコードに紐付けし、名寄せを行いまして、個人を特定することができないよう匿名化処理をいたしましたデータを新潟大学に提供します。集積されましたデータは匿名化したままの状態、事業の基礎資料として活用していきます。

大学では使用するデータの管理も含めまして、解析作業を厳重なセキュリティ管理の下、専用の解析室において実施いたします。また、当研究に関しましては、大学の研究等倫理審査委員会に諮りまして、審査・承認を受けたうえ、実施を行っていただきたいと考えております。

資料1-3の次のページでは、データの匿名化処理と提供の流れを示しておりますが、当広域から提供いたします後期高齢者の情報につきましては、氏名、住所等、個人情報に該当する部分については、全てマスキング、匿名化処理を行い、電算処理システム用ネットワークの専用回線を通じ三条市へ提供する予定でございます。三条市におきましては、三条市の個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシー等を厳守いたしまして、データにつきましてはパスワードによる保護や、運搬等におきましてはセキュリティ便等を使用するなどの対策を講じること

としております。

共同研究事業を活用して実施する事業としましては、別紙1をご覧ください。この中で、三条市が行います各事業のねらいと内容についてまとめてございます。

また、別紙2におきましては集積データの活用の概要を図式化しております。後期高齢者の情報につきましては左下の矢印の流れのとおり、共同研究事業により集積したデータを各事業の中で活用していく流れとなっております。矢印が下のほうから右側に行って、右側の集積データの解析結果を、それぞれ三条市が行う各事業、予防事業等の中で活用していく、こういう図式となっております。

また、今回の情報提供に係るスケジュールにつきましては、別紙3にございます。平成28年度の個人情報保護審査会①広域連合が本日の審査会に当たりまして、こちらが終わりましたら、今度は②三条市の審議会という流れになります。

当然この新潟大学による分析の流れでございますが、今回提供します情報の分析が終了した段階で、分析するデータは全て一旦消去していただく予定でございます。そして改めて次年度の研究におきましては、再度広域連合のほうから三条市に必要なデータを提供するという流れとなっております。

個人情報の管理体制や、その他技術的な部分等も含めまして、私どもと更なる協議を三条市と行いまして、情報の管理におきましては徹底していきたいと考えております。

また、広域連合から三条市に提供するレセプト情報につきましても、レセプトということで色々な細かなデータが入っておりますので、例えば希少疾病に係る情報など、個人の不利益とならないよう、こちらの取扱いにつきましても十分に配慮していきたいと考えております。

また資料1-1にお戻りいただきたいと思っております。この個人情報に係る連合長の見解でございます。こちらについては、公益上の必要のあるところと、権利利益というところになりますが、そのままお読みさせていただきたいと思っております。

『広域連合と市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」や「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」において、それぞれ連携しながら被保険者の特性やニーズに応じた保健事業等を効率的かつ効果的に実施することとされております。三条市のこれらの取組みは、市民の生活習慣病発症・進行に関する実態と要因を明らかにしまして、健康寿命を短縮させる脳梗塞、心筋梗塞、腎透析、認知症などの疾病予防並びに健康増進のための施策を科学的・効果的に進めるものであり、後期高齢者の診療報酬明細書情報及び健診情報の提供は、健康長寿のまちの維持と平均寿命の延伸に繋がるものと考えます。

以上のことから、広域連合が三条市に後期高齢者のレセプト情報及び健康診査

情報等を提供することは、個人の権利利益を不当に侵害はしておりません。また、提供したレセプト情報等は、三条市の個人情報保護条例により適切に管理することも定められております。

よって、個人情報保護条例第8条第2項に規定される「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがない」と認める』こととなります。

次に、「本人への非通知」についてでございますが、提供する情報・目的は、同じものですので記載を省いております。これに対する連合長の見解につきましても、そのままお読みさせていただきます。『個人情報を提供した目的について、本人の権利利益を不当に侵害することがない中で、本人に通知することは無用の混乱を生じさせることになり、また通知により広域連合の事務量及び経費の増加が見込まれます。よって、個人情報保護条例第8条第4項の規定によりまして、本人への通知は行わないこととしたい』と考えております。

以上にて、諮問に関する説明を終了させていただきます。

十分にご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○会長

どうもありがとうございます。

ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質疑等をお願いします。

○委員

私もこの会議は初めてですので、あるいはちょっと的を射ないかも分かりませんが、よく読みましたところ、こんなに一つの情報が流れるのに真剣になってやっているんだなと思ったのが一つ。ですから、すべてに異論とかそういうのはありません。

ただお聞きしたいのが、今の件について、包括協定の中でですね、最も大事な個人情報の取扱いについては文書でどうなっているんですか。

それから、外部提供について。「本人に通知しない」、これはそのとおりでいいと思うんですけど、しかし、三条のどこかでPRしてると思いますがけれども、大事なものは周知する機会ですね、あっていいと思う。自分たちの資料が役立っているんだということを周知していただきたいと思っています。

それから3つ目に、「匿名化処理」。これについてですが、分析していきますとですね、被保険者番号だとか、宛名番号だとか、そういうもので個人が特定できるようになりますよね。そこまで出ないようにしているのか。その辺をお聞きしたい。

質問というよりも私なりに疑問を感じたんですが、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

個人情報の取扱いにおきましては、私ども広域連合と三条市の間で、資料1-6「給付記録管理情報等の授受に関する協定書(案)」をご覧いただきたいと思いますが、こちらの中で個人情報の取扱いにつきましては、お互いに注意する内容でまとめてございます。

実際にこちら広域連合から三条市へ提供する情報につきましては、事前に本人の特定ができないように匿名化処理、マスキング処理をした形で三条市へ提供いたします。その提供手段におきましても、市町村専用の広域連合と三条市で直接繋がっておりますサーバーを介して、提供いたします。また第3条の中で触れておりますが、それ以外の方法としましても、光ディスクで提供するような場合におきましても、きちんと鍵付きケースへ格納してパスワード設定等行いながら対応していくということになっておりますし、実際の情報の取扱いに関しても、第4条の中で、分析が終わりまして、提供したデータの保有がなくなると判断した場合は、速やかに廃棄または消去していただいて、その旨をまた三条市より広域連合のほうへ報告をいただくということで、三条市の責任のもとで対応していただくこととしております。

新潟大学のほうで取扱う情報につきましても、第7条の中で三条市がきちんと管理・監督を行いますということで書かれております。当然秘密の保持、あるいは法令等の遵守におきましても、それぞれ法令を遵守いたしまして、三条市が施行する個人情報保護条例に沿った形で情報の管理をしていきたいと考えております。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい、ありがとうございました。

○会長

他にいかがでしょうか。

○事務局

それで次の資料1-7、こちらが三条市と大学、また今回分析協力をお願いします

る日本医療データセンター、この三者の協定の内容でございます。この中におきましても、大学と三条市、また分析を協力します日本医療データセンターの中で、きちんと情報の管理につきまして定めてあります。

○会長

三条市と新潟大学の共同研究ですが、今日の参考資料1-1のほうで、國定市長と高橋学長のサインということで、市と大学の協定となっておりますが、資料1-7のほうは、國定市長と曾根教授と代表取締役ということになっていて、ここでは実際その研究に携わる曾根教授個人が協定の当事者というような形になってますね。

○事務局

そのあたりを三条市に確認いたしました。もともと今回の事業につきましては、三条市と新潟大学の共同研究事業という形になっておりますので、本来曾根教授個人との契約というのはいかがなものかという部分で三条市のほうに協議してたんですが、三条市としましては、新潟大学の総務課のほうへ共同研究申込書というものを提出する予定でございます。それが承認されますと、曾根教授個人ではなく、新潟大学の学長名でもっての協定の締結という運びになるということで、その準備も進めていると聞いております。

○会長

そうですね。ありがとうございます。

対象となるのは何人分くらいになりますか。おおよそで結構です。

○事務局

今回大学で研究する事業の対象となる人数ですが、全体として24,600人を予定しております。ただこれは年齢が0歳以上を対象としておりますので、この中の後期高齢者のデータ件数につきましてはちょっと今手元のほうに用意しておりませんので、調べまして報告させていただきたいと思います。

○会長

あるいは委員からもありましたように、三条市の方が対象になるわけですが、「こういう事業をやっています」とちゃんと分かるようにして、医療のために役立つように使っていますということを、ホームページか何かでも広報されたらどうですかね。やっぱり元々は誰かのデータなわけですから、それが全然知らない、知る機会もないうちに使われてしまうのは、あまり気持ちのいいものではな

と思いますので。

○三条市オブザーバー

今ほど会長からのご意見をいただきまして、三条市としましても、やはり個人情報を使わせていただくという部分もある中で、提供いただく方々を含め、研究の内容・成果等についても併せて広報をさせていただくということで、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長

高齢者の健康増進にも役立つということで、決して悪いことをやっているわけではありませんから、SNS というか広報に適しているのではないかなと思います。

私のほうから匿名化ですけれども、例えば新潟太郎さんがA、新潟花子さんがBというふうに全部置き換えるわけですよ。これはやはり対応表がどこかにあるんですよ。というのも、一旦このデータは毎年度末に消去するんですよ。それがないと、前年度やった研究が活かせないということになりかねないので。

どうなんでしょう。対応表はどのように管理されるんでしょうか。

○事務局

対応は不可逆です。

○会長

そうですか。全部分からなくしちゃう。

○事務局

コードで結べますので。コードとしては次年度も統計的な数字として継続はできますけれども、個人の名前のところまで可逆はできないですね。

○会長

一旦処理するんですよ。今のAさんが、次の年のAさんと同じかどうかというのは分からなくなっちゃう？

○事務局

分からなくなります。一旦分析が終わりましたら、提供したデータはすべて削除していただきます。そして改めて、次の年度でまた研究事業をやりますという段階になったら、また必要な情報を同じ処置を施した形で、三条市へ提供します。

○会長

そうなんですか。それが可能な研究なんですね。分かりました。

○事務局

それで先ほどの対象者数でございますが、1月末現在で、15,684人となっております。

○会長

さっきの話では、全部で24,600人ですよ。0歳以上で24,600人、後期高齢者だけで15,684人ですか。

○事務局

先ほどの三条市さんの話の中の「0歳以上24,600人」というのは、国保の情報でございます。後期高齢者は入っていない。今言った15,684人という人数は、後期高齢者の総数です。

○会長

分かりました。

他にいかがでしょうか。

○委員

今の「後期高齢者」というのは75歳以上ですか。

○事務局

75歳以上と、障がいのある方につきましては、65歳以上の方が対象となっております。

先ほどの2番目の質問の中で「本人への通知はしない」ということで、周知する機会があってもいいのではという部分につきましては、先ほど私のほうでも説明したとおり、これを本人に通知することによって、予期せぬ混乱が生じたりするのではと。

○会長

ホームページなり、もし市報とかあればそれに載せていただくとかしていただければいいのかなと思います。個人に知らせる必要はないですから。

他にいかがでしょうか。

(意見等なし)

そうしましたら、この諮問書のとおり、「実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの」、それから、「個人情報を提供した目的を本人へ通知をしないこととするもの」として、了解するということよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、三条市のオブザーバーの方はご退席をお願いします。

(オブザーバーの入れ替え)

○会長

次に、(2) 諮問事項2『佐渡地域医療連携ネットワーク「さどひまわりネット」の活用による後期高齢者医療被保険者健康診査データの提供について』、事務局より説明を願います。

○事務局

諮問事項2『佐渡地域医療連携ネットワーク「さどひまわりネット」の活用による後期高齢者医療被保険者健康診査データの提供について』をご説明させていただきます。

佐渡市への健康診査データの提供において、お諮りさせていただく点につきましては、当広域連合の個人情報保護条例第8条第2項による、「実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの」でございます。

なお、この「さどひまわりネット」に関しましては、平成26年5月27日に開催いたしました同審査会において、報告事項の中で一度説明させていただいております。この時の内容につきましては、広域連合が佐渡市に委託しております後期高齢者の健康診査の健診情報を、本人の同意に基づき、佐渡地域医療連携推進協議会が提供を受けたいというものでした。広域連合としましては、佐渡市が関わらない状況で協議会へ直接開示は難しいことなど、個人情報保護に関する安全性の確保が見込めないとの判断で、情報提供はしないこととしました。ただし、今後、行政機関である佐渡市の協力のもと、十分な個人情報保護が図られれば審査会に諮らせていただくことが可能であるとさせていただいております。

この度、佐渡市より、市が主体で実施します後期高齢者医療被保険者の健康増進事業において、「さどひまわりネット」を活用した事業を実施するので、健康診査の情報提供を受けたいと申し出がございました。そこで、改めて本日審査会に諮らせていただくこととなりました。

それでは、資料 2-1 をご覧ください。新潟県では、高齢者等の増加による医療・介護需要の増加に伴い、医療・介護資源が不足している中で、県民に安心したサービスを提供できるかが大きな課題となっております。特に佐渡市においては、高齢化率が 40.5%と、県平均の 30.0%を大きく上回っている中、人口 10 万人当たりの医師数は 144.3 人で、県平均の 188.2 人、全国平均の 233.6 人を大きく下回っている状況でございます。住民の健康を守るため、充実した医療・介護の提供体制が求められております。

佐渡市では、市が実施いたします後期高齢者医療被保険者の健康増進事業において、被保険者の健康増進を目的に、同被保険者の健康診査情報を、「さどひまわりネット」を活用することにより、効果的な医療提供及び保健指導等に繋げていくこととしています。

次のページの資料 2-2 をご覧ください。佐渡市が取り組む事業及び「さどひまわりネット」の概要がこちらで触れられております。「さどひまわりネット」は、特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会が実施主体となっておりますネットワークシステムのことです。現在、佐渡市を取り巻くこのような状況を踏まえ、医療・介護・健康に関わるデータを本人の同意に基づいて医療機関、介護事業所等で一元管理することで、安全で質の高い医療・介護サービスを提供していくことを目指しております。そのためには、既存の医療機関、介護事業所等が保有しているデータのみでなく、後期高齢者の健康診査のデータも含めた利活用も必要であります。当広域連合といたしましても、佐渡市に対して後期高齢者の健康診査情報を提供することで、被保険者の健康増進に大いに寄与するものであると考えております。現在、「さどひまわりネット」へは 75 の医療・介護等の施設が参加しており、構成や運用体制、施設参加・利用規約、同意書等の書式につきましては、参考資料 2-1 以降の資料になりますが、この中に掲載しておりますのでご参照ください。

今回、佐渡市へ提供する情報は、平成 29 年 4 月以降の後期高齢者の被保険者情報及び健康診査の結果情報となります。

なお、同意書の適用範囲についてでございますが、『佐渡市にお住まいのみなさまとそのご家族のみなさまへ「さどひまわりネット」への参加のご案内』というものを本日参考資料 2-6 として追加配付させていただいておりますが、こちらのご案内の説明に基づきまして、同意された住民の方を対象としておりますので、運用開始の 2013 年 4 月以降のものを、今回適用範囲の対象としております。

またこちらの資料の下の黒丸の注意事項にも記載されておりますとおり、同意書を提出された場合、新たに同意書の提出は不要となっております。そのため、健診情報につきましても開始以降提出のあったものを対象としたいと考えております。裏面の記載例でも説明がございしますが、ご自身の情報を提供する施設、また「この施設は提供を除外していただきたい」という除外施設の選択も可能となっておりますし、また、ご本人から「同意を撤回したい」という場合におきましてもその撤回の手続きも可能となっております。

続きまして資料2-3をご覧ください。資料2-3につきましては、「さどひまわりネット」における後期高齢者の健診データの利用に関する全体像を示しております。左下の概念図をご覧ください。この図は、同意者と「さどひまわりネット」、佐渡市、広域連合との相関を示したものでございます。広域連合では佐渡市へ健康診査業務を委託しており、新潟県労働衛生医学協会において受診した健診データにつきましては、国保連合会を介し、広域連合と佐渡市へ提供されます。「ひまわりネット」では参加施設のほうで受理した同意書の登録処理を行い、適切な情報セキュリティ・個人情報保護対策等管理体制のもと、広域連合から提供される全データのうち、同意者のデータのみを「ひまわりネット」へ提供しますという流れとなっております。

次の資料2-4は、連携運用の具体的な流れになります。広域連合からの健診データは、市町村との専用回線を介し佐渡市へ提供します。そのデータを光ディスク等に保存いたしまして、「さどひまわりネット」専用端末にパスワード等を設定の上、格納いたします。「さどひまわりネット」データセンターで管理する同意者情報を専用のシステムツールにより取込対象の健診データを抽出いたします。その後連携登録ツールを介し「ひまわりネット」にデータが登録されるという流れとなっております。

なお、この作業に当たっては確実に同意者のデータ抽出が反映されているかをデータだけではなく、目視による確認を実施していただくとともに、当広域連合としても情報の取扱いが安全かつ適正に行われているかを、協定書の条項に基づきまして佐渡市に対して監査を実施したいと考えております。

次ページの資料2-5は連携されるデータの項目の一覧になります。

再度戻りまして、資料2-2の3ページをご覧ください。「セキュリティ対策に係る管理体制について」、触れられております。情報セキュリティ対策においては、国が定める各種ガイドラインに準拠して、安心・安全なシステムの構築を目指しております。アクセスに関わる部分では、参加施設に所属します施設内の利用者に対し、ID、パスワードの付与による認証や専用端末での利用の制限、アクセス記録、ウイルス対策等厳重なセキュリティ対策を講じております。

また、参加施設から提供される同意者情報は佐渡島外のデータセンターに保管

されており、データセンターの位置、運営につきましては一般には公開されてお
りません。入退室につきましても厳しく監視されています。データセンターとの
情報の受渡しは、VPN 回線による暗号化処理で、認証されていない端末以外では
通信できないようになっております。運用面におきましても、個人情報の取扱い
について管理監督責任者の設置や施設従業員向けの教育の実施など、法令遵守に
基づく組織的な安全管理体制を徹底しております。

このように、個人情報の管理体制や、その他技術的な部分等も含めまして、私
どもと更なる協議を行いまして、情報の管理につきましては徹底していきたく
と考えております。

この個人情報に係る連合長の見解につきましては、資料 2-1 にお戻りいた
だきたいと思っております。こちらにつきましてもそのままお読みさせていただ
きたいと思っております。

『広域連合と市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の
実施等に関する指針」や「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策
の推進に関する基本的な指針」、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等
に関する指針」、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」において、それ
ぞれ連携しながら被保険者の特性やニーズに応じた保健事業等を効率的かつ
効果的に実施することとされております。「さどひまわりネット」では、医療
や介護など各種の情報を本人の同意に基づき、参加している各関係機関にお
いて共有することで、安全で質の高い医療・介護サービスを提供していくこと
を目指しており、当広域連合としても、健康診査の情報が、当ネットワークシ
ステムにおいて活用されることで、被保険者に対し、より効果的な医療の
提供と保健指導等に繋げていくことが可能である』と考えています。

なお、広域連合が佐渡市に提供いたします後期高齢者の健康診査情報につ
いては、本人の同意を原則としているため、個人の権利利益を不当に侵害して
おりません。また、提供した健康診査情報は、佐渡市の個人情報保護条例によ
り適切に管理することも定められております。

よって、個人情報保護条例第 8 条第 2 項に規定されます「公益上の必要
その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害する恐れが
ない」と判断いたします。

以上で、諮問に関する説明を終了させていただきます。

十分にご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

ただいま説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質疑、ご質問等をお

願います。

○委員

本人の同意を得ているからということが一番の安心ではあるんですけども、その後のことについてはこの文章の中にありましたけれども、時にはチェックを入れてほしいと思います。

それから、用語ですが、使い方が分からなくなってしまったんですが、「受診結果」というのと「受診情報」というのが、あらゆるところで使い分けされていますよね。やっぱり意味があるのかなと思うんですが、そういう意味でいうと、「結果」なんですか。それとも「情報」となると、さまざまな情報が含まれてくると思います。あるいはまた薬などの調剤ですね、そういうのも入るのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、同意を得る時期は、これを見ると「いつでも」というようなことを書いてあるようですが、「いつでも」なのかそれともある時期で区切っているのか。それが健診時なのか受診時なのか。分からなくなってきたんで、教えていただきたいと思います。大きな問題ではなくて、私が知りたいだけです。よろしく願います。

○事務局

「受診結果」なのか「受診情報」なのかという部分では、「結果」につきましては健診を受けた結果なんですけど、その結果には被保険者のマスタ情報が入ってきますので、全体を含めた形では「情報」という取扱いをしております。

○委員

調剤関係が入るか入らないかについては。

○事務局

今回提供するの健康診査の情報になりますので、先ほどの三条市とは違いまして、そういった調剤の情報は入っておりません。

ただ、広域連合から提供するの健康診査の結果なんですけど、本人が同意する状況におきましては、病院に受診した情報も対象になりますので、その中にはカルテ情報等も含まれております。

そして同意を得る時期についてですが、今ほどの病院に受診するとか、健康診査を受けたタイミングなのか、個人の同意の時期は不定期です。

○会長

他にいかがでしょうか。

佐渡市のほうの匿名化はどのような扱いになるのでしょうか。

○事務局

あくまでも本人の同意に基づいて提供する情報ですから、匿名化はしません。

○会長

それだとセキュリティがかなり重要ですよね。ご説明いただきましたけれども、これで完全なのかなど。セキュリティについては、絶対に破られないセキュリティはなくて、何とか破られないように頑張るしかないという話だそうですが、このセキュリティの程度はおおよそどの程度なのでしょうか。

○佐渡市オブザーバー

セキュリティのレベルでございますが、総務省のガイドラインに沿ったセキュリティのレベルは担保できているということでご報告をさせていただいていると思います。

それからデータセンターにつきましては、一般的なデータセンターと同じ認証を受けておりますので、最高レベルとは言えないんですが、クラスで言うと5段階のうちの4段階レベルのクラスを保持しているデータセンターでございます。

○会長

この同意書なんですけど、これからやるということですから、現在はまだ一つもないという状態ですよ。

○事務局

同意書につきましては、こちらから情報提供するのは平成29年4月以降の同意者のデータになりますが、それ以前に同意された方も含まれております。

○会長

それ以前というのは「さどひまわりネット」に同意したということではないんですか。

○事務局

「さどひまわりネット」への同意です。

○会長

これから始まるんですよ。

○佐渡市オブザーバー

ご説明いたします。

「さどひまわりネット」自体は平成 25 年 4 月から稼働しております。そこから「ひまわりネット」に対する同意者という形でデータは収集しておりますし、システムも起動していることとなります。2 月 1 日時点で 14,426 人ほどの同意者がすでにおります。

後期高齢者の健診情報については、これから連携できればということで今回お聞きしております。

○会長

そうですか。現在後期高齢者の情報はまだ含まれていない。

○佐渡市オブザーバー

そうです。

○会長

後期高齢者の方についてはまだで、これから同意を取るということですよ。

○佐渡市オブザーバー

後期高齢者の健診情報についてはです。今の 14,000 人余りの同意者の中にも、当然後期高齢者の方もいらっしゃいます。その方々も同意をいただいた時点で、健診情報も連携ができれば利用の対象になるというご説明のうえで同意をいただいているわけなんです。今までそういう事業というものがなかったので、今回、この審査会で確認いただければ連携が開始されるということになるかと思えます。

○委員

説明した時点での資料というものは今日はあるのでしょうか。同意の範囲の問題だと思います。同意の範囲として、追及された時にちゃんと過去の分も遡って説明がなされているか。その資料があるといいんですが。

○佐渡市オブザーバー

「ひまわりネット」は資料につけておりますとおり同意書というものを個人の

方からいただいて、同意書をいただいた後からの、今ですと病院を受診したり薬局を使ったり介護施設を使ったりした情報が連携されております。

○委員

同意をした時点での、同意が想定している範囲の問題なので。要はそれ以降に受診した資料とか、そのネットワークに入っている機関の情報というものは多分同意の範囲に入っているかと思うんですが、そうじゃなくて、広域連合が持っているような情報っていうのは、連携していない時には前提として普通は同意の範囲に入ってこないと思うんですね。

ただ事前に説明をされていて、そこについても了解を得ているというのであれば、その同意の範囲に入っている可能性があると思ったので、その資料があるかないかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○佐渡市オブザーバー

参考資料2-5に同意者の方へ説明するための「さどひまわりネット」という青い色の、我々がパンフレットと呼んでいるものなんですが、これで市民の方に「ひまわりネット」の説明をしております。

この資料の左側ですね、「どんな情報がやりとりされるの？」というところの上から6行目に、「平成26年2月から、健診情報のうち、血液検査・尿検査の結果も連携されるようになりました」という表現で説明をしております。

○会長

「平成26年2月から、血液検査・尿検査の結果も連携されます」ということですが、その時点で、もう一回同意を確認しましたか。それ以前は、血液検査・尿検査の結果も連携しているという一文はなかったんですよね。この平成26年2月から血液検査・尿検査の結果も連携されるという時に、もう一回同意を取り直されましたか。

○佐渡市オブザーバー

いえ、取り直してはおりません。

○会長

では、同意なしで運用されていると。

○佐渡市オブザーバー

この参考資料の中には入れてませんが、同意を取る時に、健診情報も連

携されるようになったら連携しますという説明はしてあります。ただこの平成26年からのものに関しては、後期高齢者の方の健診情報というものは含まれておらず、国保と社保の健康診断の情報を繋げるようにしたというものです。

○会長

要は後期高齢者に属する方も含まれているんですね。

○佐渡市オブザーバー

含まれています。後期高齢者の方も同意をいただいております。

○委員

同意の仕方として、今後、そういう色んなところから連携して情報提供を受けます、そういう場合についてもそこから提供を受ける情報について同意しますと将来的なところについての包括的な同意、それがいいかどうかは別として、そういう包括的な同意の仕方になっているのかってことがこの資料だけだと正直微妙、どちらかというところちょっと難しいのかなと。この資料だけだとそう判断せざるを得ないかなという気がします。

同意はこれ一回しか取らないという立て付けになっているので、その時想定されていないものがぽんと連携された時に、ネットワークに同意した人がですね、「その情報は考えてなかった」「その情報は想定外だ」というふうな反応が出る可能性が十分あるのだらうと思います。

「私の健診情報は知られなくなかった」というのが出てくる可能性はある。その時に資料として「こういうふうに説明していたから、ここについては同意を取っていたじゃないですか」「ちゃんと説明していましたよね」というところが抗弁しきれなかったら、多分できないんだらうなと。今の資料からするとそう思います。

○会長

参考資料2-6の太字のところですが、『「さどひまわりネット」は、患者さんの病気・お薬の内容・検査の結果など』のこの「など」に入るというお考えですかね。恐らく同意の文書だと思うんですが、多分「など」なんですよ。

裏のほうの文書にもやはり「等」がついてますよね。「私の診療情報等」と、上のほうに。

○委員

例えばこれを連携した時に、過去に佐渡じゃなくて、他の市町村で受けた健診

情報も入ってきますよね、その人が佐渡に引っ越していたら。例えば新潟市でも五泉市でも、どこでもいいんですけれども、そこで健診を受けていた情報が多分入ってきてしまいますよね。

地域医療ネットワークってそこに参加している施設とか病院さんとかがその中で情報を共有するというのは非常にイメージが付きやすいんですね。ただ、今回のこちらの広域連合からの情報というのはそれに限られないんですよね、佐渡市内の施設や病院での健診情報かということ。

○佐渡市オブザーバー

あくまでも同意書を提出いただいた後なので。今時点佐渡市以外の住民の方がある時期に佐渡市に転入されたということだと、それから同意書をもらうこととなりますので、それ以降の健診情報を連携するという運用の仕方ですので、過去の分は連携されません。

○委員

そうすると同意書を出した時点で、その時点で区切ってそれ以前は出ないと。

○佐渡市オブザーバー

連携しません。健診情報に限らず病院ですとか薬局で使っている薬ですとか、同意書をいただいた以降の情報だけです。

○委員

同意の範囲ですね。将来その情報連携をもらうことになって今回のような形でのものが同意の範囲内に入っているかということ、もう一度精査していただいたほうがいいのかという気がしますね。ちょっとこれだと正直怖いなというような感じがしております。

趣旨は非常に分かっています。必要性とかは非常に分かるんですが、やはり同意ってところをベースに動いているものなので、その同意の範囲に入っているかということが非常に問題になっておりますので、ここをもう一度ちょっと精査いただいたほうがいいのかという気がします。

○佐渡市オブザーバー

一点確認なんです、その「範囲」とおっしゃられているのは、情報を共有しているデータ項目の範囲のことですか。それとも情報を提供している総数といいますか、今回であれば広域連合の高齢者の情報なんですけれども。

範囲という意味では同意書をとった時にお話ししているのが、順次その連携対

象の病院とか施設とかが実は増減いたします。その情報については更改をすることで同意をいただいているんです。データの種類という意味では、当初から変わっておりません。

○委員

順次増えていった時にそのほうから来るものについての同意という意味です。それが資料上明確になっているかどうか。

○事務局

すみません、事務局なんですけど佐渡市さんにお伺いしてもよろしいでしょうか。

参考資料2-6「参加のご案内」というところで、参加希望者に対して配られているということですが、これは「患者さんの病気・お薬の内容・検査の結果などの情報を」ということで、今議論になっているのが健診をこの「など」に含めることができるのかどうかということだと思います。

同じくその前の参考資料2-5のパンフレットでも、「同意頂いた方の病名・薬の内容・検査結果などの情報を共有し」とありまして、健診についてはない。いわゆる医療機関からの情報だということ、健診という言葉は一切出てこない。なのに、佐渡市さんが国保の健診情報を提供しているというのは、どの根拠によって提供したんでしょうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○佐渡市オブザーバー

今ほどのご質問についてなんですけども、「検査結果」というのに健診の検査結果も含まれるということで、同意者の方にはご説明をさせていただいて、同意をいただいているというのが前提でございます。

○事務局

基本、検査と健診ってまるっきり違うんですけれども。

○佐渡市オブザーバー

パンフレット等の表記の不十分さがあつたかもしれませんが、参考資料2-6にありますこの「検査の結果などの」という部分で、同意をいただく際にはそういった健診結果の情報も「ひまわりネット」で利用するというので説明をさせていただいて同意を得ているというのが前提でございます。

○事務局

会長、すみません。これからの新規の方については、このパンフレットに例えば「健診」という言葉を入れていただくということでそれでいいと思うんです。そうやれば恐らくきちんとした同意を得た、同意の範囲を明確にするということなので、それは構わないと思うんですが。

過去分をどうするかと、過去に取られた同意書をどうするかというのが多分議論になるかと思いますが、そのへんのご意見を委員の方からまた頂戴できればと思います。

○会長

参考資料2-6の『「さどひまわりネット」は患者さんの病気・お薬の内容・検査の結果』の後に「健診の結果」も入れてください。そうしないと同意を得たことになりませんので。

これからはそれでいいとして、それ以前の分ですよ。もう一度やはり同意を取り直さない。住所とかお名前はお分かりでしょうから、同意書か何かに返信用封筒も入れて、「健診結果も連携するけどいいですか」とご同意いただくということにしておかないと、後々まずいことになりかねないのでですね。我々としてもこれをこのまま認めちゃったら何やってたんだとなりかねませんので。ぜひそういう対応をしていただきたいと思いますね。

○事務局

今ほどののは、先ほどの同意者数が14,426人という報告の中の、その中で後期高齢者の対象者に対して再度改めて同意書を取り直すという考え方ですよ。

○会長

はい。この審査会でしたらそこまでですね。

○事務局

その辺りの対応が可能かどうかを。

○委員

少なくとも同意書を取り直すかどうかは別として、「検査の結果など」というところに今まで含まれると考えていたが、こういうことになったので、今後は「健診」をちゃんと表記して出すけれども、想定していなかった人は同意書を撤回することもできるんで、っていうところの機会は必ず与えていただかないとまずいなど。それかもしくは同意書の撤回の機会を与える。いずれにしてもちゃんと告

知するというか、その手続きは必要だと思います。

○佐渡市オブザーバー

ホームページを設けているのですが、ホームページ上に掲載して、もしも同意を撤回するのであれば申し出ていただきたいというような表現でよろしいでしょうか。

○委員

高齢者ですから。

○会長

駄目です。ちゃんとサインをもらわなければ駄目です。

○委員

要は書類で。手紙で送るんだったらそれを見て、同意を撤回しなかったんだというところの担保ができるかと思うんですが、ホームページは見るか見ないかっていうのが。

○会長

ここでの対象は後期高齢者ですからね。

○佐渡市オブザーバー

パンフレットはすぐに変更いたします。

今ほどの審議の中で「結果など」という部分で、しっかりと「健診情報」の連携・運用、それを踏まえた同意をされているかというのが問題だというご意見だったかと思いますので、もう一回その同意をいただける年齢対象の方について、再度健診情報の連携も含めて同意をいただくというような、同意を取り直すというような形で対応させていただきたいと思います。

○会長

この審査会の範囲外にはなりますが、後期高齢者でない方についても、同じような対応をとっていただけたほうがいいようにも思います。

○委員

すみません、ついでに資料2-1の「広域連合長の見解」というところの書き方の問題なんですけども。「本人の同意を原則としているため」という文が入って

いるかと思うんですが、書き方としてこれを見た方が分かりやすいように、そもそも仕組みとして、同意しない人のものは抽出されない仕組みになっているところとちゃんと分かるように書いていただければいいのかなと思います。

○会長

「原則」というと例外があるみたいに見えるから、「本人の同意を前提としている」とかにしないと上手くないですね。

○委員

「同意に基づいて」とかですよ。

○会長

他に何かございますか。

(意見等なし)

それでは佐渡市の方はもう結構でございますので。ありがとうございました。

(オブザーバーの退室)

○会長

今の同意の件ですが、少なくとも今のところは不十分ですね。今日のこの審査会でOKを出すかはちょっと難しい。ですから、先ほど委員がおっしゃられたような対応をとっていただいたことを確認してから、OKを出すということにならざるを得ないかなと思いますが、いかがでしょう。

(異議なし)

○委員

今の件でちょっとお伺いしたいことがあるんですが、よろしいですか。

今の地域連携ネットワーク「さどひまわりネット」というのはですね、運営主体が協議会、NPO法人なんですよ。NPO法人ってこれ、民間ですよ。行政が漏えい関係について完璧だとは思わないんですけども、民間であればより危険性があるわけですよ。私はそれを危惧するんですよ。

そういう中で、行政が入って指導監督というか、それをどういうふうに管理しているのかというのをお伺いしたいと思いますが。

○事務局

こちらから佐渡市のほうへ提供する健診データ情報につきましては、すべての情報を一旦サーバーを介して佐渡市へ提供しますが、資料2-4の中で「さどひまわりネット」のデータセンターで管理する同意者情報と、こちらが佐渡市へ提供する情報から取り込み対象を抽出する専用のツールがございまして、そちらで同意者の情報を取り込みます。

同意があった方の情報が適正に処理されているのかどうかという部分については、当広域連合のほうで協定に基づきまして、適正に管理されているか監査を適宜させていただきたいと。それが資料2-7「後期高齢者健康診査情報の授受に関する協定書(案)」の中で、第10条にて「広域連合は佐渡市が第7条の規定に基づき本件情報の取扱いを安全かつ適正に行っているか監査することができる」という形で対応させていただく方向で考えております。

○委員

定期的にされるんですかね。一年に何回とか。

○事務局

恐らく定期的ということになると思います。これは我々がとにかくきちんと見なければならぬと思っておりますから。

今、委員から最初のご発言でありましたように、相手方がNPO法人ということですが、実はまったく同じ危惧を私ども事務局では当初持っております。それで前回この審査会にご報告した折は、我々広域連合のほうからNPO法人に対して情報提供をするのは、情報セキュリティが十分に守れる担保がないということで、お断りをしました、というご報告を一回させていただいたんです。ただ、事業の趣旨からすれば非常にいいわけなんですけれども、やはりセキュリティが非常に弱いという部分があったので、そこは佐渡市さんに直接入っていただいて。

実はこのNPO法人の事務局は、現在は佐渡市が事務局を担っています。なので、その辺は佐渡市さんの自分のところの個人情報保護条例等によってNPOに提供するという部分で、しっかり管理監督してくださいねと。そういう条件付きで佐渡市さんのほうに情報をお渡ししますよと。

私どもは非常に強いセキュリティを要求しているわけです。そのセキュリティが十分に担保されているかどうかは、今ほどお話がありましたように私どもとしても積極的に監査していかなきゃいけないだろうと。特に使うところがNPOですので、ここはやはり担保が必要だろうということで、しっかり監査をしていきますということを今回申し上げているところでございます。

○委員

それはぜひしっかりやっていただきたいと思います。

○会長

それでは、(3) 諮問事項3「情報連携に伴う特定個人情報保護評価書(案)の第三者点検について」に移りたいと思います。事務局からご説明願います。

○事務局

諮問事項3「情報連携に伴う特定個人情報保護評価書(案)の第三者点検について」ご説明させていただきます。

本件において、お諮りさせていただきます内容は、資料3-1となります。しかし、諮問内容を説明する前段として、用語や経緯の説明をさせていただきたいと思いますので、先に資料3-2をご覧くださいと思います。

資料3-2でございますが、標題として「社会保障・税番号制度の～」というふうに始まりますが、これは項番1の本文1行目にあります「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という、一般的には「番号法」や「マイナンバー法」といった通称名で呼ばれている法律に基づいた制度となります。そして4行目からですが、番号制度は12桁の「個人番号」を利用することで、社会保障・税、災害対策その他分野における行政運営の効率化を図るとともに、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されることとなりました。

運用では、一昨年10月5日から国民一人ひとりに個人番号を通知することから始まり、翌年1月1日から自治体等の窓口等での取り扱いが開始されているところです。しかし、未だ国内で170万世帯ほどマイナンバーの通知が届いていないという報道もされております。

また、本日の本題にもあります「情報連携」ですが、本年7月から、自治体等機関や私ども医療保険者等が保有している情報を個人番号に紐付け、相互で利活用する取り組みを開始する予定です。詳しくは、後ほどご説明いたします。

次に、標題後段にあります「特定個人情報保護評価書」についてですが、資料の項番2「特定個人情報保護評価について」の部分をご欄ください。まず、訂正ですが、1行目の「特定個人情報ファイル」と誤記されておりますが、これは「特定個人情報ファイル」の誤りですので、訂正をお願いいたします。

個人番号つまりマイナンバーを含む個人情報ファイルを「特定個人情報ファイル」と呼んでおりますが、自治体等でマイナンバーを適正かつ安全に取扱うように、その方法やリスクを分析し、対応措置をまとめ、公表するものとなります。

皆さまのお手元の資料3別冊、カラーの冊子が現物になります。当広域連合では、番号制度の運用開始にあわせ、平成27年7月31日にこちらの初版を公表いたしました。資料の中では「評価書」もしくは「PIA」と一部表記が混在している部分がございますが、同一のものとしてご理解いただきたいと思います。

そして、この評価書については、情報連携の導入に伴い、特定個人情報の取扱い方法に変更が生じますことから、今回、改定作業を行うことになったものです。

では、このまま「情報連携」について、ご説明いたします。資料はそのまま、3-2の3ページにお進みください。「6 主な改正内容」の、情報連携の概略図をご覧ください。当広域連合では、後期高齢者医療の被保険者情報等を標準システムという電算処理システムで管理しています。この情報にマイナンバーを紐付ける作業は既に完了しています。今回は外部の関係機関とマイナンバーの付いた被保険者情報等をやり取りする取り組みを今年の7月以降から開始します。

広域連合の情報は、インターネットから隔離されております専用回線と専用端末を用いて、医療保険者の取りまとめ機関として運営委託をします「国民健康保険中央会」と連携いたします。医療保険者の情報は、この「国民健康保険中央会」と「社会保険診療報酬支払基金」で共用する「医療保険者向けの中間サーバー」で安全に管理することとなっております。

広域連合の情報の流れについてですが、図の広域連合の枠内に標準システムがございますが、まずは必要な情報「加入者情報」を抽出します。しかし、この情報に個人番号、つまりマイナンバーをつけたまま、情報のやり取りを行うと、万が一情報漏えいした際の影響が大きくなることから、広域連合と取りまとめ機関において、個人番号を「被保険者枝番」という符号に付け替える作業を行い、付け替えを行ったものを「副本」といい、より安全な情報にしたうえで、活用することになっております。

保険者同士で情報照会を行う場合は、この「副本」で管理された情報を利用することを考えております。また、医療保険者以外の機関と情報を連携する場合は、取りまとめ機関の、略称「支払基金」というところを経由して、連携します。

図では、国の行政機関等に向けた「情報提供ネットワーク」や、マイナンバーのとりまとめ先である「地方公共団体情報システム機構」と連携するフローになっております。ちなみに、この「地方公共団体情報システム機構」は総務省がマイナンバーを一括管理する団体として指定されておまして、マイナンバーカードの発行遅れのニュース等で名前を耳にした事があるかもしれません。

当広域連合の評価に関連する「情報連携」の概要は以上ですが、その他詳細は参考資料3-1が総務省の情報連携を行うとどうなるかという説明書きとなっておりますので、こちらを後ほどご覧いただきたいと思います。そして今ご説明した流れについては、評価書の8ページに細かなフロー図を記載しておりますので

参考にしていただきたいと思います。

それでは、本審査会における「第三者点検」の進め方について、確認をさせていただきたいと思います。今回、この「評価書」を審査いただくにあたり、本来であればひと項目ずつ丁寧にご説明申し上げたいんですが、時間等に限りがありますので、評価書の読み上げによる説明は省略させていただきたいと考えております。従いまして概要と点検内容に絞ってご説明させていただきたいと思います。

点検内容についてご説明いたします。資料3-2の2ページの中段の表に点検内容の要点をまとめております。これは、参考資料3-2と参考資料3-3に定められた審査の観点をまとめたものです。

表は、左側を点検項目、右側を当広域連合の状況や取り扱いについて記載をさせていただいております。

まずは「I 適合性」についてです。表中「(1) しきい値判断について」です。「しきい値」とは、評価上のセキュリティ等のレベルを4段階に区分し、必要な評価レベルを、マイナンバーの管理対象者数等により判断しています。当広域連合では対象者数が約94万8千人おります。対象者数が30万人以上となる場合、最もセキュリティレベルの高い「全項目評価」を行うことになっております。

今回、当広域連合ではこの「全項目評価」を実施しております。なお、対象者数の内訳については、参考資料3-4「特定個人情報保護評価に係る対象者数の調べ」で市町村ごとの一覧が付いておりますのでご確認いただきたいと思います。

次に「(2) 実施主体について」でございます。指針では「本評価の実施が義務づけられる者が行う」とされており、この度、広域連合が自ら策定・実施を行いますことから、問題ないものと考えております。

続いて「(3) 評価書の公表範囲について」でございます。本評価書は基本的に全ての内容を網羅して公表・公開しております。

続いて「(4) 評価の実施時期」についてです。国の指針におきましては、国が設置いたします「個人情報保護委員会と協議し決めることができる」と規定されております。厚労省が同委員会と協議した結果、データを連携してテストを開始する前には評価を実施することと、この評価時期を「2月中の公表が望ましい」という通知が来ております。今回はこのスケジュールに沿って作業を進めております。

続いて「(5) 意見聴取の実施」については、本年1月10日から2月8日までの30日間、県内市町村の担当窓口及び当広域連合のホームページ・窓口等で改定案の公表を行い、意見を募集いたしました。なおその結果、提出された意見は1件もありませんでした。詳しい実施状況については、参考資料3-5「パブリックコメント実施要領」をご確認ください。

以上の項目が、適合性の点検項目となっております。

続きまして「Ⅱ 妥当性」というものについての点検です。

資料3-2の2ページに戻りまして、「(7) リスク軽減措置の責任」についてでございます。当広域連合は、評価実施部署の「総務課」と事務実施部署である「業務課」があります。両課を統括する役職である「次長」職を責任所在としており、評価内容は事務実施部署に、直接実施責任が及ぶ組織形態となっており、いずれもこれは問題ないものと考えます。

次に「(8) 事務の内容と流れの記載」についてでございます。こちらは評価書の中に記載をさせていただいておりますが、評価書の3ページと4ページに事務の流れが文書で記載してございます。8ページから17ページでは、事務の流れがフロー図で具体的に記載しております。

続いて「(9) 事務プロセスにおけるリスクの特定」および「(10) (11) リスク軽減措置の具体性及び妥当性」についてでございます。こちらについては同じく評価書の31ページから45ページにかけて、細かく項目毎に記載をいたしました。

そして「(12) プライバシーを保護し信頼性の確保が目的に沿ったものであるか」については、本評価書全体を通して、委員の皆さまよりご確認あるいはご意見を頂戴したいと考えております。

評価書の具体的な記載内容についてのご説明をさせていただきます。

評価書は、全体を通しまして初版から今回変わった改定箇所を赤字表記しております。改定内容については、全国の広域連合で一定のセキュリティレベルが必要となり、このセキュリティレベルが確保されるよう、予め厚生労働省より標準記載例が示されており、当広域連合では、この標準記載例に準じて策定しております。今まで公表しておりましたセキュリティレベルよりも落ちることがないように、むしろセキュリティを向上させるというような見方で今回改定をしております。

資料3-2の4ページ、項番8をご覧ください。こちらのほうに改定の中で特筆すべき事項を表記してございます。「共通事項」の中で「情報連携の開始に伴う内容の追加」のほか、細かい語句の送り仮名や表記の不統一といった文言整理を行ったり、語句不足や表記の適正化といった校正を全編にわたって行っております。

このほか、補足させていただきたい改定事項として、5ページの「6. 特定個人情報情報の保管・消去」及び6ページ「7. 特定個人情報情報の保管・消去」の項番2のところ、現行の評価書では、すいませんこの資料中語句が漏れておりますが、「平成26年度以前は保険料の減額更正が発生した際の遡及期間に定めがない」ために、個人番号の保管期間及び消去する期間を「定めがない」としておりましたが、今回、保管期間を「20年以上」とし、一定の期限を設けたという変更がございます。これは当初そういった制度的なもので、厚生労働省のほうは遡及の制限

がない部分がある以上はずっとマイナンバーを持っていていいのではないかというような表現で標準例を作っていたんですが、この度、個人情報保護委員会から、「個人番号は消去を前提するべき、事務の必要がなくなった場合に速やかに消去できるように」という注文が付いたため、そのような変更がございます。

以上が評価書の概略説明と補足説明ということになります。

資料3-2の7ページ、「当広域連合における今後のスケジュール」について簡単にまとめさせていただきました。この評価書は、本日の第三者点検を経た後、2月中には公表したいと考えております。その後、7月の情報連携開始までに各種のテストを実施いたします。

そして、本来、税情報も本年7月から連携開始の予定でしたが、一部に対応が間に合わない作業等があるとの国の通知を受け、一部の照会業務については来年7月からの対応予定となっております。

また表中「平成29年度以降」という行にも記載しておりますが、本評価書は、少なくとも年1回以上の見直しが義務づけられております。特に重要項目に該当する見直しを行う場合、これは評価書の中にも※印のあるところなのですが、これら重要な部分で改定があった場合は、再度パブリックコメントを実施し、また第三者点検、これが義務付けられていることとなります。こういった変更があった場合にはまた皆様にご意見を頂戴するということになっております。

それでは、資料に関する説明は以上となりますので、最初に戻り、諮問事項としてお諮りする事項です。

資料3-1をご覧くださいと思います。ちょっと長いですので途中省略をさせていただきます。(1)の最終行ですが、「評価書(案)の第三者点検について意見を求めるもの」というのが今回の諮問事項になります。

続いて、本評価書における広域連合長の見解を申し上げます。「広域連合長の見解」、こちらちょっと割愛させていただきました。途中7行目から読ませていただきますと、「この度、平成29年7月以降に国・地方公共団体・医療保険者等における情報連携の導入・実施に向けて特定個人情報における大幅な取扱いの変更が生じることから、これに合わせ当広域連合の特定個人情報保護評価書の一部を改めるとともに、従来の評価内容を見直し、一層の個人情報の保護に努めるものである。今後、本評価書の内容を適宜見直し、さらなるリスク軽減の措置が図られるよう努力を続け、県民の信頼確保に務める所存である。」との見解となっております。

以上で、諮問に関する説明を終了いたします。

十分にご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

○会長

はい。どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○委員

情報連携が平成 29 年 7 月からとなっておりますけれども、広域連合間の連携も同じと考えていいのでしょうか。情報によると、少し遅れるということも聞いているんですが。

○事務局

他の広域連合との連携ということでしょうか。これについては平成 29 年 7 月から、今の時点ではスタートする予定で考えております。

○委員

ご苦労様です。

それとですね、私の聞き間違いでしょうか、先ほどの「パブリックコメントに 1 件もない」というのは本当ですか。意味がないですよ。

○事務局

国の指針で「30 日間のパブリックコメントを義務付ける」というふうになっておりまして。

○委員

そうですか。分かりました。

どんなのだったのかなと実は期待していたんですが、1 件もないというのは珍しいですね。

○事務局

初版をやった時も同様にパブリックコメントを実施したんですが、この時も実は 1 件もございません。他の広域連合、全国の広域連合もあるんですけれども、意見があったということは私の知る範囲では聞いておりません。

○会長

ちなみに新潟県庁もなかったそうです。

○委員

先ほどの諮問1と2も含めて今のもそうですが、私は情報の漏えいといいますか、ある人の講演を聞いていてなるほどと思ったんですが、今はシステムのエラーというものはほとんどないと。人為的なエラーだそうですね。つまり、人が盗むというふうな話を聞きまして、なるほどだなと思いましたので。

私はこれに携わる人たちの研修、先ほどNPO法人の話も出ましたが、やはり携わる人たちに職員研修・教育を十分していただきたいなと思って、私は今日の会議で特にそれを思いました。どなたに言ったらいいのかわかりませんが、ヒューマンエラーとかいう言葉を使ったりするようですが、それが多いと聞いておりますので、その防止策を十分に。機械のミスはない、つまりシステム、マシンのエラーはないと聞いておりますので。

今日は非常に勉強になりました。ありがとうございました。

○会長

先ほど完璧なセキュリティはありえないと申しましたが、それですね。扱うオペレーターが悪いともものすごく弱いんですね。研修会、あるいは教育啓発ですね、こちらのほうお願いしたいなど。個人的な要望ですが、

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見等なし)

それではこの「新潟県後期高齢者医療広域連合の特定個人情報保護評価書に記載された評価について、特定個人情報保護委員会が規定する特定個人情報保護評価指針等に照らし合わせ確認した結果、適合性及び妥当性について適当であると認める」答申ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。

それではこの特定個人情報保護評価書(案)の、適合性及び妥当性について、適当であると認めることといたします。

7 その他

○会長

それでは、次第の7「その他」とありますが、事務局のほうから何かありますか。

○事務局

ありません。

○会長

それではせっかくの機会ですので、本日の会議以外のことでも、委員のほうからご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

(意見等なし)

今のところは情報が漏れるということもなく、非常に幸いだと思います。くれぐれも適切な事務処理をお願いしたいと感じました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

8 閉会

○事務局次長

ありがとうございました。

それでは諮問事項の1と3について、答申書(案)を用意してございますので、それをまず確認いただきたいと思います。

諮問事項2につきましては、また会長と協議いたしますけれども、今回条件がありました「健診」という文字を入れるだとか、同意書の取り直しだとか、その辺を事務局で確認した後に認めるという形で答申していかという点を確認したいのですが。

○会長

どのような対応をとられたとかは、例えばメールとかで教えていただければと。今のような形でいいかということであれば、そのように進めてください。

○事務局次長

ありがとうございます。それでは諮問事項1と3の答申書(案)についてお配りしますので、ご確認ください。

(事務局 答申書(案)を配付)

今回の諮問事項1と3に対する答申につきましては、よろしいでしょうか。

(異議なし)

今回の答申書(案)は1と3に分かれておりますけれども、まとめる形で答申書を作らせていただきたいと思います。

それと諮問事項2の佐渡市の関係につきましては、委員の皆様には何らかの形でご連絡するというような形で進めたいと思っております。

それでは、会長には、長時間にわたり進行役を務めていただきまして、大変ありがとうございます。

また、皆様におかれましても、長時間ご協議いただきまして、ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、審査会を終わらせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、本当にありがとうございました。